

ジュエリーやまなし活性化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 ジュエリーやまなし活性化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、県産ジュエリーのブランド確立を目的として、本県ジュエリー産業の産地としての認知度向上と、産地を支える人材や高度な技術について、消費者やジュエリーを取り扱う小売業者等へのPRを図るため、山梨県水晶宝飾協同組合又は当該団体を構成員とする実行委員会(以下「協同組合等」という。)が行う産地PRに関する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象)

第3条 協同組合等が行う補助事業に必要な経費であって、別表「補助対象経費」のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助率)

第4条 補助率は、2分の1以内とする。

(補助金交付の申請)

第5条 協同組合等は補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税のうち所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により協同組合等に通知するものとする。

なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を、協同組合等に求めることができる。

2 知事は、前項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 協同組合等は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付され

た条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第8条 協同組合等は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に影響を及ぼさないと認められる軽微な内容の変更及び補助対象経費における各経費区分間のいずれか低い額の20%以内の金額の変更についてはこの限りでない。
- 2 知事は、前項の承認に、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第9条 協同組合等は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4による補助事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

- 第10条 協同組合等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第11条 協同組合等は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第6による補助事業遂行状況報告書を10月25日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 協同組合等は、補助事業が完了したとき若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに様式第7による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 協同組合等は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協同組合等に通知するものとする。
- 2 知事は、協同組合等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

- 第14条 この補助金は、必要に応じて、概算払とすることができる。
- 2 協同組合等は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするとき及び精算払を受けようとするときは、様式第8-1による補助金概算払請求書又は様式第8-2による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第 15 条 協同組合等は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 協同組合等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ジュエリーやまなしブランド推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費

事業 区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
産 地 P R 事 業	謝金	専門家謝金、委員謝金
	旅費	専門家旅費、委員旅費、職員旅費
	PR事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費
	庁費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費
	委託料	事業の一部を委託する経費